

項目	質問内容
<p>【問1】 実施要項3管理に要する経費について</p>	<p>①「令和8年度の各種維持管理委託業務に関しては村で年間契約を締結し業務に係る経費を村から支出する」とありますが、村では、令和8年度の指定管理期間が年度途中の7月開始となる事を踏まえ、4月から7月までの開館対応及び委託契約としては年間契約が求められること等から単年度限りの例外措置を取られたものと受け止めておりますが、令和9及び10年度は、指定管理者が主体的に契約手続きを行う【事業者選定及び契約額等ことと考えてよろしいか教示願います。</p>
<p>【回答】 令和8年度は年度途中（7月）からの管理移行に伴う例外措置として、維持管理業務（別紙3掲載の12業務）は村が年間契約を締結し直接支出します。ただし、7月1日以降の現場における指示、履行の立会い、点検結果の確認等の管理実務については、指定管理者へ事務委任するものとします。なお、令和9年度以降は、指定管理者が主体となって契約及び支払いを行う通常の運用へ移行します。</p>	
<p>【問2】 令和8年度の事業計画書および収支予算書の作成方法は？</p>	<p>①上記理由から令和8年度の基準価格は29,211千円とされていますので、事業計画書についても7月から3月までの事業計画を記載し、収支計画は、当該9月間にかかる収入【令和8年度の基準価格及び9月間の利用料収入】並びに経費【村が契約し支出する維持管理経費を除く9月間の合計】を記載することとなると考えますが、そうした理解で良いか教示願います。 ②なお、令和9年度及び令和10年度の事業計画及び収支計画は当該年度分【1年分】を計上することとしてよいか教示願います。</p>
<p>【回答】 ①事業計画は、指定期間である令和8年7月1日から令和9年3月31日まで（9ヶ月間）の内容を記載してください。収支予算についても、村が直接支出する「維持管理委託費」を除いた、当該9ヶ月分の収支を計上してください。 ②なお、令和9年度以降は各年度1年間分を計上してください。</p>	
<p>【問3】 同様に、後段、なお書の解釈について</p>	<p>①「村からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき村と指定管理者との間で締結する協定書で定める」とされていますので、基準価格以下の提示額をもとに村と指定管理者の協定書によって定める【提案額に増減もありうる】という理解で良いか教示願います。</p>
<p>【回答】 ご指摘の通りです。指定管理委託料の具体額は、選定された候補者の提案価格をベースとして、村議会における予算成立を経て、村と指定管理者の協議に基づき協定で定めます。 「提案価格を下回る場合がある」とするのは、議会における予算審議の結果や、選定後の細部協議において業務範囲の精査（村が直接執行することになった業務の除外等）が生じた場合を想定したものです。村の都合により、合理的な理由なく一方的に提案額を減額するものではありません。</p>	

<p>【問4】 要項4, 参加資格(9) について</p>	<p>①「施設等の管理運営について緊急時の迅速な対応が確実に果たせること」とされていますが、業務委託設計書参考資料〔基本シフト表〕から読み解くと、現状では開館時間〔午前9時から午後10時〕中は、午前中は概ね2人体制〔月曜日1人〕 午後は概ね2人体制〔月曜日は1人〕、夕方以降は遅出で概ね2人体制〔月曜日は無し〕となり、基本的には、概ね常時2人勤務体制とされているようですが、そうした理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②また、閉館中〔午後10時30分から翌日午前9時まで〕は、仕様書及び設計書中には、機械警備とされ、職員の夜間常駐は無いようですので、「緊急時の迅速な対応が確実に果たせる」との記載は、指定管理者の施設常駐又は施設隣接地に担当者居住等を義務付けるものではなく、公の施設の指定管理者として、当然必要となる非常災害や火災等の際に迅速な対応が出来るための防犯防災対策〔非常時の施設開放や関係機関への通報及び施設設備の非常点検等への対応等〕を仕様書記載事項を踏まえて的確に講じる必要があることを参加資格要件として明示されているものと考えますが御教示願います。</p>
<p>【回答】</p> <p>①基本的にはご指摘の通り、参考資料のシフト表を基準に、管理運営に支障のないよう適切な人員を配置してください。</p> <p>②閉館中（22:30～翌9:00）の施設常駐や施設隣接地への居住を義務付けるものではありません。ただし、災害や警備発報等の緊急時に、関係機関への通報及び現場確認等の初動対応を迅速に行える連絡・出勤体制を構築することを求めています。</p>	
<p>【問5】 要項(13) グループで申請される場合はグループ構成員表及び協定書の提出について</p>	<p>①当方は、関係企業でコンソーシアムを組織し応募する予定ですが、構成員表及び協定書は、任意の書式でよいか教示願います。</p>
<p>【回答】</p> <p>任意の書式で差し支えありませんが、代表団体、役割分担、代金請求・受領団体が明らかになる内容としてください。</p>	
<p>【問6】 要項12 プレゼンテーション審査について</p>	<p>①コンソーシアムでの申請の場合、代表構成員及び構成員企業等から3名程度の出席を予定していますが可能でしょうか。また、プレゼンの時間設定は説明及び質問時間を含めて概ねどの程度の時間となるのか差し支えなければ教示願います。</p>
<p>【回答】</p> <p>出席者は代表構成員及び構成員企業等から3名程度で可能です。プレゼンテーションの時間については、1団体あたり「説明15分、質疑応答15分」の計30分程度を予定しています。</p>	

<p>【問7】 別紙4トレーニングルーム運営業務委託仕様書について</p>	<p>①指定管理施設 {総合体育館} の中にあるトレーニングルームは仕様書6の(2)に委託者は、施設管理者である教育委員会との連携を図ることとされているが、指定管理施設外の部屋 {公の施設ではなく公用財産} という解釈 {公の施設の管理対象ではなく別途運営業務委託が必要な理由及び委託料は公の施設の指定管理料に含まれている理由} なのか教示願います。</p> <p>②なお、委託仕様書では、委託期間は委託開始の日から1年間とされ、公の施設の管理業務委託設計書では、令和8年度は9月間を積算するとされていますが、指定管理者として委託期間は初年度は令和8年7月から翌年の6月まで、予算の裏付けは令和8年度分 {9月分} ということでしょうか。また、他の維持管理経費と異なり村での年間契約対象に含まれていない理由と指定管理者は、仕様書6(3)に則って協定締結後に速やかに体制を構築し持続的なトレーニングルームの運営をおこなう必要があると考えますが村の方針を教示願います。</p>
---	--

<p>【回答】</p> <p>①トレーニングルームは、専門的な知識に基づく指導や安全管理が求められるため、指定管理業務の中でも特に専門性を要する「運営業務委託」として位置付けています。委託料については、指定管理料の基準価格の中に含まれています。</p> <p>②令和8年度の委託期間は、指定管理期間の開始に合わせ、令和8年7月1日から令和9年3月31日までの9ヶ月間となります。予算についても、設計書(1年目)に示している通り、当該9ヶ月分を上限として積算しています。次年度以降は4月1日から翌年3月31日までの1年間となります。</p> <p>トレーニングルーム運営は、他の清掃・点検等の「維持管理」とは異なり、利用者の健康増進を目的とした「管理運営(ソフト事業)」の主軸と位置付けています。そのため、指定管理者のノウハウと一体的に運用いただくことが不可欠であり、あえて村の直接契約(肩代わり)から除外しています。ご指摘の通り、仕様書6(3)に則り、協定締結後速やかに持続的かつ効果的な運営体制を構築いただくことを期待しています。</p>	
--	--

<p>【問8】同上トレーニングルーム運営業務委託仕様書8, の人員確保 (1) スタッフの配置について</p>	<p>①「責任者として有資格者」を配置するとされていますが、有資格者の具体的な例示がないので、公認スポーツ施設管理士、公認スポーツ施設運営士、健康運動指導士、NSCA認定パーソナルトレーナー、理学療法士、運動療法士等は含まれるのか御教示願います。また、スタッフは、経歴や実務経験が例示されていますが、具体的に配置する場合、教育委員会に事前協議するという認識で良いか御教示願います。</p>
---	--

<p>【回答】</p> <p>健康運動指導士、公認スポーツ施設管理士・運営士、NSCA認定トレーナー、理学療法士、運動療法士などは含まれます。スタッフを配置する際は、履歴書及び資格証の写しを提出し、事前に教育委員会の確認を受けてください。</p>	
---	--

<p>【問9】 同上トレーニングルーム 運営業務委託仕様書 17, その他について</p>	<p>①スタッフのトレーニングルーム内での常駐については、同施設内の機器類等から利用者の事故防止や安全確保及び個人情報保護等の観点から特別な配慮が必要との御判断であると理解しますが、出退勤する際の報告を村に行うことについては、具体的にどのような手段〔電話又はメール等記録に残る方式等〕をイメージしておられるか教示願います。</p>
<p>【回答】 電話、またはメール等の記録が残る方式を想定しています。詳細な運用については、指定後の細部協議にて決定します。</p>	
<p>【問10】 指定管理業務仕様書4管理のための体制整備について</p>	<p>①従業員の雇用に関しては、総括責任者及び防火管理者の設置に関する記載はありますが、他の職員については特段の規定はないので指定管理者側で設計書に参考例示されているシフト表等を勘案し必要な要員を確保するものと受け止めていますが、現在の直営時点では参考例示の配置人員で施設管理が廻っているものと理解して良いか教示願います。</p> <p>②施設概要書に示された令和7年度の予算額では、トレーニングルームの運営委託料が高額〔18,438千円〕となっておりますが、この中に含まれている経費の種別〔人件費、器具のメンテ代等〕は教示頂けないでしょうか。</p> <p>③上記同様に、報酬〔シフト表掲載の会計年度職員〕以外に、トレーニングルーム等に配置されている教育委員会の職員並びに臨時又は委託等の職員の配置は無いものと考えて良いか御教示願います。</p>
<p>【回答】 ①ご指摘のとおり、現時点では参考例示の配置人員で運営を行っています。 ②トレーニングルーム運営委託料（18,438千円）には、スタッフ人件費、機器の軽微なメンテナンス、自主事業費などが含まれます。 ③シフト表掲載の会計年度任用職員以外に、トレーニングルーム等への職員配置はありません。</p>	
<p>【問11】 同上8業務内容について</p>	<p>①施設区分の管理対象施設については、公の施設の指定管理であり、事務委託施設については、武道場と村民グラウンドは公の施設そして小中学校の施設の事務は、別途事務委託契約による業務委託〔便宜上公の施設の指定管理者の設定時に随伴する事務〕と考えますが、事務委託業務範囲内の所要経費は指定管理料の中で措置〔算定〕されているという理解かを教示願います。</p> <p>②事務委託業務の範囲は窓口での事務処理だけとされているものと考えますが、鍵の受け渡し、施設の開錠施錠、電気類や暖房等の機器操作、施設使用状況の確認、使用後の器具類確認、機械警備の作動状況、防火防犯対策等の事務は、これまでどうされているのでしょうか。また、地味委託施設の利用中の利用者の事故等</p>

にかかる施設や設備の管理瑕疵に関する責任の所在 {リスク分担} についての考え方を教示願います。

③運動公園は西原村の復興のシンボルであり要領中にも災害発生時の地域防災拠点としての位置付けがありますが、集中豪雨や地震発生時等においては、住民の緊急避難場所となり、災害復旧拠点 {応援部隊の集結展開、救援物資集積等} ともなる段階における指定管理者としての対応について、具体的には、どのような対応を求められるのかを教示願います。

④駐車場 250 台の管理も大会やイベント開催時等は混雑が予想されますが、指定管理者では手が回らない場合には、主催者に対応を依頼されていたのか教示願います。

⑤運動公園施設内 {事務委託施設を含む} において、指定管理者が自販機等を設置する事、利用者サービス向上のためのカフェ等を設置 {工作物を設けない程度} 等については、村として行政財産の目的外使用許可等を頂く可能性はあるのか教示願います。

【回答】

①事務委託施設（武道場、村民グラウンド、小中学校施設）の窓口事務（受付、許可、徴収代行等）に要する経費は、指定管理料の中に含まれます。

②ご指摘のとおり、事務委託業務の範囲は窓口での事務処理だけとなりますが、これまでの運用として、

- ・鍵の受け渡し・・・役場開庁時間帯は教育委員会、閉庁時間帯は役場の宿直（警備員）が対応。

- ・施設の開錠施錠、電気等機器操作・・・利用者にて対応。

- ・使用後の器具類確認・・・利用者の自己申告。必要に応じ教育委員会にて対応。

- ・防火防犯対策等事務・・・教育委員会にて対応。

- ・その他・・・利用時間が守られているか、適切な利用がされているか、常時ではありませんが、時間がある際には体育館会計年度任用職員が見回りを行っていました。

事故等の責任については、施設設備自体の不備（瑕疵）に起因する場合は村が、指定管理者の窓口業務における過失や適切な管理指導の欠如に起因する場合は指定管理者が、それぞれ責任を負うものとします。

③避難場所、防災拠点となった際は、原則、村で運用することといたします。しかし、施設の開錠等の初動対応を始め、一部を指定管理者にお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。詳細は、実際の運用に向けた協議の中で指定管理者と村で調整を図ってまいります。

④日常的な整理・誘導は指定管理者の業務ですが、大規模な大会やイベント開催時における混雑対策については、主催者側で整理員を配置するよう、指定管理者が主催者と調整を図ってください。

⑤自販機の設置や、工作物を設けない範囲での利用者サービス向上（カフェ等の軽飲食提供）の提案は可能です。ただし、本施設において総合体育館アリーナ（フロア内）は「飲食禁止」としています。そのため、飲食物の提供及び摂取については、ロビー等の指定さ

れたエリアに限定することを条件とします。実施にあたっては教育委員会との事前協議及び承認を必須としますが、内容に応じて行政財産の目的外使用許可等の手続きを行う場合があります。

【問 12】
別紙1施設概要書中の5の令和7年度経常経費予算額について

①需要費、光熱水費、電気料 8,520,000 とありますが、契約先、体育館、テニスコート等施設毎の使用量等は教示いただけませんか。

【回答】

令和7年度実績は以下のとおりです。契約先は九州電力です。

月	総合体育館		テニスコート	
	使用量 (kwh)	料金 (円)	使用量 (kwh)	料金 (円)
R7.4	7,165	582,715	139	11,127
5	8,363	603,838	142	11,465
6	12,710	680,435	123	10,898
7	25,813	935,432	187	12,748
8	35,452	1,144,624	135	10,907
9	27,536	989,601	139	10,932
10	13,414	722,299	161	11,562
11	8,686	627,839	212	13,364
12	10,273	655,197	203	13,105

【問 13】
仕様書 16 注意事項中のカ

①総合体育館事務所は「西原村総合型クラブカラスポ」の事務所として引続き利用するものとし、指定管理者は連携協力体制を構築すること」とされているが、直営方式と異なり、事務所内の管理責任者が指定管理者となった場合に調整が必要となることも想定されるが、現在標記クラブの常駐者は何名おられるのか。同クラブが施設を利用する場合は、一般の利用者という扱いになるのか、特別な配慮が必要となるのか等、直営当時の慣行等を教示願います。

【回答】

「西原村総合型クラブカラスポ」は、スポーツ・文化活動を通して多世代間コミュニティの礎となるよう設立された団体で、総合体育館を拠点として活動しています。職員は村の会計年度任用職員2名体制で、利用料については減免措置を行っていますので、引き続き同様の配慮を願います。

<p>【問 14】 直営から指定管理者型に変更される最大の目的 {理由や期待}</p>	<p>①運動公園の整備目的、指定管理者募集要項等に簡潔に記載されていますが、村にとって大切な運動公園特に熊本地震からの復興のシンボルとして整備された施設ですから、当初は村直営型で運営されていたものと推察します。その上で、今般、指定管理者制度に移行される目的等からして指定管理者に期待されるもの {利用人員は把握されていますが現在の稼働率を 20%増加とか} 等について補足されるものがあれば教示願います。</p>
<p>【回答】</p> <p>本施設は、供用開始以降、良好な立地条件等を背景に多くの皆様に利用されています。現在は行政職員が多岐にわたる教育行政事務と並行して現場の運営管理を担っていますが、さらなるサービス向上や、施設のポテンシャルを最大限に活用した魅力的な事業展開を行うためには、民間事業者が持つ柔軟な発想や専門的な運営ノウハウを導入することが最適であると判断いたしました。</p> <p>本制度の導入により、「施設維持を中心とした定型的な管理」から、民間の創意工夫を活かした「利便性と満足度を高める自律的な運営」へと転換することを目指しています。これにより、利用者一人ひとりのニーズに応じた質の高いサービスを提供するとともに、行政は企画立案やスポーツ振興等の本来担うべき役割に注力できる、より効果的・効率的な体制を構築することを目的としています。</p> <p>村として一律の数値目標は設けていません。しかし、今回導入する「利用料金制」の趣旨を鑑み、平日の稼働率向上に向けた具体的な施策や、それによる収益改善など、意欲的かつ実現可能な提案を期待しています。</p>	
<p>【問 15】 実施要項 12、プレゼンテーション審査について</p>	<p>①「プレゼンを行う者は、申請者である法人、その他の団体の代表者また代理人」と記載されているが、代理人とは、法人の代表者から提案に関する説明者としての委任を受けた法人役員、従業員等法的資格を有する者と解してよいか教示願います。</p>
<p>【回答】</p> <p>「代理人」とは、法人の代表者から提案に関する説明及び回答の権限を委任された、当該法人の役員または従業員等を指します。</p>	
<p>【問 16】 仕様書 4(1)従業員の雇用に関する事</p>	<p>①現在の職員の方々は会計年度任用職員でしょうか。 ②統括責任者の配置とありますが、常駐という認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>【回答】</p> <p>①お見込みのとおりです。 ②必ずしも常駐する必要はありませんが、仕様書にあるとおり、管理に支障のないよう配置してください。</p>	
<p>【問 17】 仕様書 9 自主事業について</p>	<p>①自主事業について、過去の実績を教えてください。また、その際の呼びかけ方法についても教えてください。</p>

<p>【回答】 村直営の間、収益につながるような自主事業は行っておりません。村が開催するイベント等については、村ホームページや公式LINE等で周知しています。</p>	
<p>【問 18】 基本シフト表について</p>	<p>①月曜日が休館日となっておりますが、1名は必ず配置でしょうか。</p>
<p>【回答】 ご指摘の通り、参考資料のシフト表を基準に、管理運営に支障のないよう適切な人員を配置してください。</p>	
<p>【問 19】 別紙4トレーニンググループ運営業務委託仕様書8 人員確保</p>	<p>①責任者として有資格スタッフとありますが、健康運動指導士などの指定はありますでしょうか。</p>
<p>【回答】 具体的な資格の指定はありませんので、スタッフを配置する際は、履歴書及び資格証の写しを提出し、事前に教育委員会の確認を受けてください。</p>	
<p>【問 20】 その他</p>	<p>①現在、村営で運営しているところで課題感や村営での負担になっていること、現地説明会の際におっしゃられていた民間企業の柔軟な対応というところを具体的に教えていただけたらと思います。</p> <p>②自動販売機の入替えということは可能でしょうか。また、自動販売機での収入は指定管理業者への収益になりますでしょうか。</p>
<p>【回答】 ①施設の管理運営について村職員が担当している部分を管理委託することで、負担軽減と、よりきめ細やかな施設管理につながることを期待しています21。 総合体育館の供用開始から4年が経過し、各方面に施設の存在が認知され、様々な大会等でのご利用をいただいておりますが、平日の日中の利用者が少ないなど、まだ収入が伸びる余地があると考えています。公共施設として、公平で使いやすい施設であり続けると同時に、「稼げる施設」としてより利用者数が伸びるようなご提案をいただきますようお願いいたします。</p> <p>②現契約上、自動販売機の入替えは不可で、売り上げが村の収益となるものではありません。新たな設置についてのご提案は可能ですが、実際の設置については事前協議の上とさせていただきます。</p>	